

## 2. 各地の動物救護活動

---



## 2. 各地の動物救護活動

本項は、東日本大震災における被災動物救護活動に関するアンケート（p.12 参照）の回答内容を基に、都・県または政令市・中核市（以下「都県市」という。）ごとに、動物救護に関する取組内容をまとめたものです。また、アンケートは平成 24 年 9 月末時点の情報を記入する形式としましたが、その後、新たな情報提供があった場合には新しい情報を追加しました。

なお、内容別に参照する際の利便性を考慮し、いずれの都県市についても項目記号と項目名を以下の（ア）～（ツ）に統一しています。ただし、一部の質問については回答が得られなかった都県市もあることから、必ずしも項目名にある内容が全て本文に記されていない場合や、項目記号が連続していない場合があります。

### 《本項の項目》

- （ア） ペットの被災概況
- （イ） ペットの避難・救護の経緯
- （ウ） 災害に備えた動物救護体制の整備状況
- （エ） 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制
- （オ） 避難所におけるペットの受け入れ状況
- （カ） 仮設住宅におけるペットの飼養状況
- （キ） 放浪動物・負傷動物の救護活動
- （ク） 飼い主からの一時預かり等

注：いわき市については実態に即して「（ク） 飼い主への飼養場所の提供」とした。

- （ケ） 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況
- （コ） 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡
- （サ） 不妊去勢措置の実施状況
- （シ） ワクチン接種等の実施状況
- （ス） 所有者明示等の実施状況
- （セ） ボランティアの活動状況
- （ソ） 支援物資の受け入れ、提供体制
- （タ） 資金の確保、義援金の募集、配布
- （チ） 広報・普及啓発活動
- （ツ） 東日本大震災を踏まえた見直し状況

動物救護活動全体について ～各自治体からのコメント～

## (1) 被災地における動物救護活動

### ①青森県

#### (ア) ペットの被災概況

青森県においては、八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町の2市2町が東日本大震災復興特別区域法の対象区域に指定されました。これらの自治体における犬の平成22年度第三四半期総登録数は、八戸市11,167頭、三沢市2,518頭、おいらせ町2,529頭、階上町1,359頭で、このうち少なくとも八戸市では24頭、三沢市では1頭、おいらせ町では6頭が震災により死亡したと推定されています。

なお、猫については、震災前の飼養頭数や被災状況などの詳細は分かっていません。

#### (イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成23年 3月11日	東日本大震災発生
3月12日	・八戸市災害対策本部へ避難所の状況を確認 ・動物愛護センターに対し、①支援物資の在庫確認、②被害状況の把握及び避難所の巡回（避難動物の確認）を指示
3月13日	・動物愛護センターによる八戸市の避難所の巡回実施 ・支援物資要請者に対する動物愛護センター備蓄物資の提供開始（随時） ・青森県獣医師会と協議し、避難所の巡回結果から、動物救護本部を設置する必要性は低いと判断し、設置せずに救護活動を実施
3月19日	岩手県被災者の犬を一時保管（1週間）
3月23日	・動物愛護センターによる八戸市の避難所巡回（2カ所）及び支援物資要請者への物資の提供
3月24日	・緊急災害時動物救援本部に対し、ペットフード・ペット用品等の支援を要請 ・動物愛護センターによる八戸市の避難所巡回（2カ所）
3月25日	三沢市避難所閉鎖
3月29日	階上町避難所閉鎖
3月30日	・緊急災害時動物救援本部から支援物資到着 ・支援物資の提供開始（随時）
4月5日	おいらせ町避難所閉鎖
4月22日	・被災動物対策に係る打ち合わせ会議の開催（5動物愛護団体） ・被災動物保護及び支援を実施している5動物愛護団体に支援物資の提供
4月30日	県内全避難所閉鎖
5月28日	八戸市被災者の犬6頭引き取り（すべて譲渡）
11月23日	仙台市からの避難者の猫一時保管（1週間）

## (ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

青森県においては、震災発生以前の平成 22 年 2 月 10 日に、県（行政）と社団法人青森県獣医師会との間に「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結していました。協定の内容は、「県域において、地震等の大規模災害が発生し、多くの家庭動物が被災した場合には、県と県獣医師会で動物救護本部を設置し、避難所等に避難した被災動物に対し、飼養管理支援（飼養ケージ、ペットフードの提供等）や健康管理支援等（災害による疾病・負傷の応急処置等）の支援活動を行う」というものです。

また、災害時に動物救護活動が必要な場合に備えて、動物救護活動の拠点とする施設を青森県動物愛護センター（所在地：青森市宮田）とすることを取り決めていました。

## (エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

青森県では、東日本大震災に伴う現地動物救護本部等は立ち上げていません。

## (オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

### a. 箇所数・頭数

青森県においては、全 40 市町村のうち、東日本大震災復興特別区域法の対象区域である八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町の 4 市町に避難所が設置されました。八戸市には 69 箇所（平成 23 年 3 月 11 日最多時）～4 箇所（平成 23 年 4 月 30 日最小時）、三沢市には 10 箇所、おいらせ町には 6 箇所、階上町には 3 箇所の避難所が設置され、八戸市と階上町ではペット同行者が滞在していました。八戸市では、避難所の開設から閉鎖までの間、ペット同行者は多数いたようですが詳細は把握できていません。また、階上町では、1 件のペット同行者（犬 1 頭）の滞在がありました（平成 23 年 3 月 11 日～同年 3 月 16 日）。

なお、おいらせ町では避難所内はペット不可としていたため、5 頭のペットが避難所に入らない形で飼い主と共に避難していたことが分かっています。

### b. 条件・ルール

八戸市では、避難所におけるペットの飼養に関するトラブルを防止するため、八戸市避難所運営マニュアル（市民課、防災危機管理課）において、「避難所の居室部分には、原則としてペットの持ち込み禁止」とすることを定めています。

同じく三沢市においても、避難者同志のトラブルを回避するため、動物類を避難所室内へ入れることは禁止し、避難所運営委員会で専用スペースの設置などを協議することとしていました。

また、階上町の避難所では特に条件やルールは設定されていませんでしたが、避難者の中には犬を怖がる人もいるため、門から遠い裏庭につないで飼養するようにしていました。

### c. 配慮・支援

八戸市の避難所では、ボランティアによる支援（県獣医師会が避難所を訪問し、動物相談等を実施。その他、個人ボランティアによる犬用のケージの貸し出し）が行われました。



避難所の様子



避難所施設外の車内で飼養される犬



避難所施設外で飼養される犬①



避難所施設外で飼養される犬②

[写真提供：青森県]

### (カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

青森県においては、三沢市とおいらせ町の2市町で仮設住宅が設置されましたが、ペット飼養可の仮設住宅はありませんでした。

### (キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

青森県（行政）では、県民からの被災動物保護依頼を受け付けて、通常業務の延長として、放浪・負傷動物の保護を実施し、保護したペットは青森県動物愛護センターに収容しました。平成23年3月から平成24年9月までの各月に保護収容した頭数は表46の通りで、合計は犬281頭、猫234頭でした（ただし、通常捕獲の頭数を含む）。

また、被災ペットと思われる動物については、抑留期間を延長し、公示及びホームページで周知に努め、飼い主が見つからなかった場合は、処分せずに譲渡しました。

表 46 青森県における放浪・負傷動物の保護収容頭数（被災 4 市町分）

	平成 23 年										平成 24 年									合 計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
犬	20	18	28	12	23	31	11	18	13	7	13	8	13	12	16	5	13	16	21	281
猫	8	1	10	7	11	17	13	5	4	1	2	5	5	4	19	6	7	14	10	234

※通常捕獲の頭数を含む。

### （ク）飼い主からの一時預かり等

青森県では、飼い主からの一時預かりを受け付けており、預かり先は青森県動物愛護センター及び県内動物愛護団体等（5 団体、1 企業）としました。また、預かり動物のストレス軽減のため、短期間の預かりについては青森県動物愛護センターで実施し、長期間の預かりについては、動物愛護団体等が募集したボランティアが預かりを行いました。各月の一時預かり頭数は表 47 の通りで、平成 23 年 3 月から平成 24 年 9 月までの合計は、犬 13 頭、猫 3 頭でした。

一時預かりを行うにあたっては、飼い主との間で「被災動物一時保護依頼書」及び「被災動物一時保護書」を取り交わしました。また、一時預かりに係るフード、ペットシート等については、緊急災害時動物救援本部からの支援物資を現物支給しました。

なお、飼い主が一時預かりを依頼する理由として最も多かったのは、「避難所でのペットの飼養が許可されていないため」であり、次が「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」でした。

表 47 青森県における飼い主からのペットの一時預かり頭数

	平成 23 年										平成 24 年									合 計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
犬	2	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
猫	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

### （ケ）動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

青森県では、放浪・負傷動物の保護収容や飼い主からの一時預かりにあたっては、既存施設の青森県動物愛護センターを活用し、同センターに通常業務のほか動物救護施設としての機能をもたせました（収容可能頭数：犬 30 頭、猫 10 頭）。

また、飼養管理や獣医師、事務管理等のスタッフ、及び資金等の運営管理は通常業務と同様に行い、必要な物資については緊急災害時動物救援本部から支援を受けました。

青森県動物愛護センターでの飼養にあたっては、その他の収容動物との接触による感染症

対策について配慮しました。



飼養施設



被災した犬（後の3頭も）

[写真提供：青森県]

## （コ） 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

### a. 返還・所有権放棄

青森県では、放浪・負傷動物として行政が保護した飼い主不明のペット（犬 281 頭、猫 234 頭；通常捕獲も含む）のうち、犬 127 頭については元の飼い主が見つかり、これらについては全て返還することができました。

また、飼い主から一時預かりを行っていたペット（犬 13 頭、猫 3 頭）については、犬 6 頭、猫 3 頭が飼い主に返されました。青森県では、できる限り依頼主の希望に沿う形で一時保護を行うとともに、依頼主と頻繁に連絡を取り合うなどして、飼い主への返還が進むよう工夫しました。しかしその一方で、残りの犬 7 頭については、飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため、所有権が放棄されました。

### b. 譲渡

所有権が放棄された犬 7 頭については譲渡対象とし、全頭が新たな飼い主に譲渡されました。県では、譲渡を促進するために、青森県動物愛護センターで毎月 2 回実施している譲渡会で新しい飼い主を公募したほか、ホームページに掲載し、広く県民に周知しました。

なお、青森県動物愛護センターで実施する譲渡会は、被災ペットの場合に限らず、譲渡前の講習会受講が条件であり、県内に在住する者のみを対象としています。

## （サ） 不妊去勢措置の実施状況

青森県では、被災ペットに対する不妊去勢措置や、これに係る費用の助成等はありません。

## （シ） ワクチン接種等の実施状況

青森県動物愛護センターに保護収容された後、譲渡対象となった犬に対しては、6 種混合

ワクチンの接種とフィラリアの検査を実施しました（通常の譲渡においても、ワクチン接種は行っています）。ワクチン接種等は、青森県動物愛護センターの獣医師が行いました。

なお、避難所や仮設住宅等で飼養されているペットに対するワクチン接種等に係る助成制度は設けていません。

#### **（ス）所有者明示等の実施状況**

青森県動物愛護センターに保護収容されたペットのうち、首輪、迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ装着等、何らかの所有者明示等がなされていたペットはいませんでした。

一方、同センターでは、譲渡対象となった犬7頭全てに対し、譲渡前にマイクロチップを装着しました。装着は青森県動物愛護センターの獣医師が実施し、全て無料で行いました。

なお、同センターでは、通常の譲渡の際にもマイクロチップの装着を行っています。

#### **（セ）ボランティアの活動状況**

青森県においては、飼い主からのペットの長期間の預かり依頼については、県内の動物愛護団体等に説明会を開催して協力を依頼しました。協力団体は5団体、1企業で、行政があらかじめ各団体の受け入れ可能頭数を把握し、行政に保護の依頼があった場合には、依頼者に依頼期間等を聞き取り、行政から各団体へ依頼する手順としました。

なお、青森県では、普段から動物愛護団体とは連携を行っているため、スムーズに連携を図ることができました。

#### **（ソ）支援物資の受け入れ、提供体制**

物資は緊急災害時動物救援本部から支援を受け、青森県動物愛護センターが、救護活動を実施している動物愛護団体に支援物資を配布するとともに、避難所を巡回し提供しました。支援物資のうち、フード類、ケージ類、猫砂、ペットシートなどは役立ちましたが、一方、大量の首輪は要望に沿いませんでした。なお、ペットシートは不足していました。

#### (タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

青森県では、特に動物救護に関する資金の調達は行っていませんでした。

#### (チ) 広報・普及啓発活動

青森県では、各避難所を定期的に巡回し、避難者に対し動物救護に関する広報・普及啓発活動(飼い主不明のペットの保護情報や避難所等における適正な飼養管理等)を行いました。

#### (ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

青森県では、東日本大震災での経験を踏まえて、地域防災計画に新たに動物対策に関する記載を追加することを検討しています。

また、現在(平成24年9月末日時点)、災害発生時の動物救護活動を円滑に行うために、県と青森県獣医師会との間で「災害時における動物救護活動に関するマニュアル」を策定中であり、県獣医師会では、さらにこのマニュアルの内容を受けて、獣医師会としての具体的な実施マニュアルを検討することとしています。

さらに、物資の備蓄についても、緊急災害時動物救援本部から支援物資を調達するまでの間、保護収容等をした動物に必要なフード、ケージ類の備蓄が必要と考え、品目や数量等を検討しているところです。

### 動物救護活動全体について ～青森県からのコメント～

青森県においては、被災ペットの情報収集や、被災ペットの長期預かりの対応に苦労しました。

今後は、市町村との連携体制の構築、被災ペットの情報収集体制の構築、避難所または避難所近くで、被災ペットを保護・収容・治療する場所の確保、被災ペットが多い場合の保護収容体制の構築が特に必要と考えています。

## ②岩手県

### (ア) ペットの被災概況

岩手県における東日本大震災以前のペットの飼養頭数は、犬 77,796 頭<sup>\*1</sup>～108,537 頭<sup>\*2</sup>、猫 88,231 頭<sup>\*3</sup>と推定されていますが、今回の震災により犬 602 頭が死亡したと推定されています（猫の死亡頭数については不明）。また、平成 23 年 8 月 21 日までに保護された被災動物は 332 頭（犬 202 頭、猫 130 頭）で、その内訳は、飼い主不明で保護したもの 37 頭（犬 15 頭、猫 22 頭）、飼い主からの引き取り依頼を受けて保護したもの 58 頭（犬 21 頭、猫 37 頭）、飼い主からの依頼を受けて一時保管したもの 237 頭（犬 166 頭、猫 71 頭）でした。また、震災発生後約 2 ヶ月後の 5 月 10 日までに、犬 303 頭、猫 147 頭が支援動物病院で治療を受けました。

<sup>\*1</sup> 盛岡市を含む狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数

<sup>\*2</sup> 世帯数（483,934；盛岡市を含む）×飼養率（0.178）×平均飼養頭数（1.26）

<sup>\*3</sup> 世帯数（483,934；盛岡市を含む）×飼養率（0.106）×平均飼養頭数（1.72）

### (イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災発生 被災地域の動物病院で被災動物の治療・保護開始 岩手県獣医師会による被災動物の無償治療開始 被災地域保健所では、庁舎を避難所として同行避難した動物の飼養開始
3 月 12 日	負傷動物の応急治療可能病院（拠点病院）の確保
3 月 14 日	岩手県獣医師会災害時動物救護対策本部を設置 被災地域の拠点動物病院に支援物資の供給開始
3 月 18 日	岩手県環境生活部県民くらしの安全課より各保健所にあて、被災地で収容した動物については被災動物の可能性を考慮して保管期間を延長する等適切に取り扱うとともに、被災者から動物の一時保管依頼があった場合はそれを各保健所の動物管理施設で受け入れることについて通知を发出
3 月 22 日	岩手県災害時動物救護本部を設置（事務局：社団法人岩手県獣医師会） 被災地域の 4 保健所及び被災地域の 2 動物病院に物資の供給開始
3 月 25 日	岩手県災害時動物救護本部の義援金受け入れ銀行口座開設
4 月 1 日	第 1 回岩手県災害時動物救護本部会議 （地域支部の組織体制、被災動物救護活動実施要領、救護活動の現状と今後の対応等について協議）
4 月 5 日	岩手県災害時動物救護本部から沿岸被災 12 市町村（陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、久慈市、洋野町）あてに、避難所及び仮設住宅において家庭動物の飼養を許可する環境を整えるよう要請文を发出
4 月 25 日	岩手県災害時動物救護本部ホームページに保護動物窓口を設置（事務局：

	動物いのちの会にて) (保健所及び動物愛護団体及び動物病院で保護しているペットの情報提供を受け、ホームページを更新)
5月6日	緊急災害時動物救援本部へ第1回義援金を申請(岩手県災害時動物救護本部)
5月10日	緊急災害時動物救援本部へ第1回義援金を申請(岩手県獣医師会)
5月11日	岩手県獣医師会が第1回被災動物健康相談事業を実施(6月10日まで) (被災動物の健康診断の結果、治療を要する際に治療費の一部を助成)
6月7日	岩手県災害時動物救護本部基金配分委員会の開催(委員長:岩手大学教授 居在家義昭氏) (救護活動に要した費用(治療費、動物保管費、物資購入費、燃料費等)に対する基金の分配基準を決定)
6月10日	第2回岩手県災害時動物救護本部会議 (被災動物救護活動の現状と今後の対応、岩手県災害時動物救護本部の活動期間等について協議)
6月27日	緊急災害時動物救援本部へ第2回義援金交付申請(岩手県災害時動物救護本部)
6月30日	緊急災害時動物救援本部へ第2回義援金を申請(岩手県獣医師会)
7月1日	岩手県獣医師会が第2回被災動物健康相談強化事業の実施(7月31日まで) (被災動物の健康診断の結果、治療を要する際に治療費の一部を助成)
8月19日	第3回岩手県災害時動物救護本部会議 (岩手県災害時動物救護本部を廃止し、その後は岩手県動物愛護推進協議会から意見をいただきながら、県と関係団体が連携して被災者・被災動物への支援を継続することを確認)
8月21日	岩手県災害時動物救護本部の廃止
10月14日	岩手県災害時動物救護本部に対する緊急災害時動物救援本部の監査
10月17日	緊急災害時動物救援本部への岩手県災害時動物救護本部の事業及び決算報告
11月28日	岩手県災害時動物救護本部の事業及び決算報告を岩手県獣医師会のホームページにおいて公開
平成24年 6月11日	岩手県獣医師会が被災地域における被災動物支援活動(11月30日まで) (被災地域における動物ふれあい事業、ペットのしつけ教室、動物愛護シンポジウム、被災動物慰霊祭、仮設住宅定期巡回健康診断等を実施)
～9月30日	岩手県災害時動物救護本部の構成団体については、被災地で繁殖した猫への取り組み、被災地でペットを飼養する飼い主からの相談受付、被災地の飼い主からの動物の引取り及び譲渡活動等、引き続き活動を継続中 現在に至る

## (ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

### a. 方針・地域防災計画

岩手県においては、災害時のペットに関する方針として、岩手県地域防災計画の中で「飼い主とともに避難した動物の飼養について、市町村と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める」、また「市町村本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める」との記載があります。

その他にも、地域防災計画の中に、所有者不明動物の保護及び返還の推進、負傷動物の保護収容及び治療、同行避難した動物にかかる適正飼養の指導、逸走した危険動物に対する必要な措置、についての記載があります。

また、県が配布する災害時の動物救護等に関するリーフレットには、飼い主に対して同行避難等と呼びかける記載があります。

その他にも、岩手県県土整備部が発行した『応急仮設住宅入居の手引き』には、「ペットを飼う場合は室内飼養を基本とし、外に出す場合は、犬・猫ともリードを装着してください。動物好きの人、嫌いな人が共に快適に暮らせるようご協力をお願いします。」との記載があります。

また、災害時に動物救護活動の拠点とする施設を、県内保健所動物管理施設（県内 9 箇所）とすることを取り決めていました。

### b. マニュアル等の策定

発災前に、「岩手県災害時動物救護本部設置要綱」（平成 20 年 4 月 23 日施行）、「岩手県獣医師会災害時動物救護対策本部設置要領」（平成 22 年 4 月 28 日施行）、並びに「岩手県獣医師会災害時動物救護活動細則」（平成 22 年 4 月 28 日施行）を策定していました。

### c. 協定の締結

岩手県では、平成 20 年 4 月に災害時の動物救護活動に関する協定を、社団法人岩手県獣医師会、県内動物愛護団体（アジリティークラブ TEAM・SHINYA、ワンちゃんくらぶ、動物いのちの会いわて、岩手県動物愛護ネットワーク、おっぼの会、ポチの会、MAP フレンズ、わん'S 倶楽部、わんこの会）、及び県内動物関係専門学校（盛岡ペットワールド専門学校）と結んでいました。

### d. 備蓄

発災前に、動物の救護に必要な物資の備蓄は行っていませんでした。ただし、一部の団体及び公所においては、わずかにペットフードや駆虫薬の備蓄がありました。

## (エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

### a. 組織体制

岩手県では、平成 23 年 3 月 22 日に岩手県災害時動物救護本部（事務局：社団法人岩手県獣医師会）が設置されました。同本部は、①社団法人岩手県獣医師会、②県内動物愛護団体（アジリティークラブ TEAM・SHINYA、ワンちゃんくらぶ、動物いのちの会いわて、岩手県動物愛護ネットワーク、おっぼの会、ポチの会、MAP フレンズ、わん'S 倶楽部、わんこの会）、③県内動物関係専門学校（盛岡ペットワールド専門学校）、④岩手県で構成され、岩手県獣医師会が事務局を担いました。（図 1）

また、組織体制として、被災した沿岸地域を県の振興局単位で 4 支部に分け、各支部に岩手県災害時動物救護本部設置要綱に基づき、動物の保護・管理班（県、動物愛護団体）、医療班（県獣医師会）及び飼養管理支援班（県、動物愛護団体、県獣医師会）を配置して対応しました。これにより、被災者の要望に合わせた支援が可能となり、かつ構成団体の支援機能を当該支部地域に集中させることが可能となりました。

### b. 役割分担

岩手県獣医師会は、事務局として本部会議の開催、被災動物に関する相談対応、支援物資の確保と配布、活動資金の確保と配布、救護活動に係る情報収集・分析・活動方針の策定と推進、事業・収支報告書の作成と広報を行うとともに、被災動物治療、動物の保護、被災動物関係物資の運搬、被災動物相談受付、基金の管理・執行、逸走動物の保護管理、動物救護事業に関する情報提供、避難所等での適正飼養の指導等を担当しました。

一方、岩手県（行政）は、事務局業務の補佐を行うとともに、関係団体及び岩手県災害時動物救護本部現地支援班等との連絡・調整、被災動物相談受付、逸走動物の保護管理・避難所等を巡回しての適正飼養等の指導等、動物救護事業に係る情報提供、被災動物用資材の配付等を行いました。

また、県内動物愛護団体は、逸走動物の保護管理、避難所等での適正飼養の指導、動物救護事業に関する情報提供、飼い主が所有する動物の一時保管等を担当し、盛岡ペットワールド専門学校は、災害発生初期の物資の保管等を行いました。

### c. 本部の廃止

岩手県災害時動物救護本部は、設置から 5 ヶ月後の平成 23 年 8 月 21 日に廃止されています。解散を判断した理由は、①自立の目安として位置づけられる応急仮設住宅が、平成 23 年 8 月 11 日をもって全戸（13,983 戸）が完成し、8 月 25 日までには入居が完了する予定であること、また避難所も 9 月上旬を目途に全てが閉鎖される見通しであったこと、②東北地方太平洋沖地震及び津波に対応するための岩手県災害対策本部が平成 23 年 8 月 11 日に廃止され、その後は「復興基本計画」に基づく復興対策が本格化すること、③現在の本部の活動状況を鑑みると、岩手県災害時動物救護本部設置要綱に掲げる、いわゆる応急対策事業は一定の役割を終え、「被災動物」、「家庭動物を飼養する被災者」は生活再建（復興）に向かっていると考えられること、でした。

ただし、救護本部廃止時に各動物愛護団体等で保管している動物については、引き続き所

有者への返還、又は新しい飼い主への譲渡にむけた取り組みを推進することとされました。

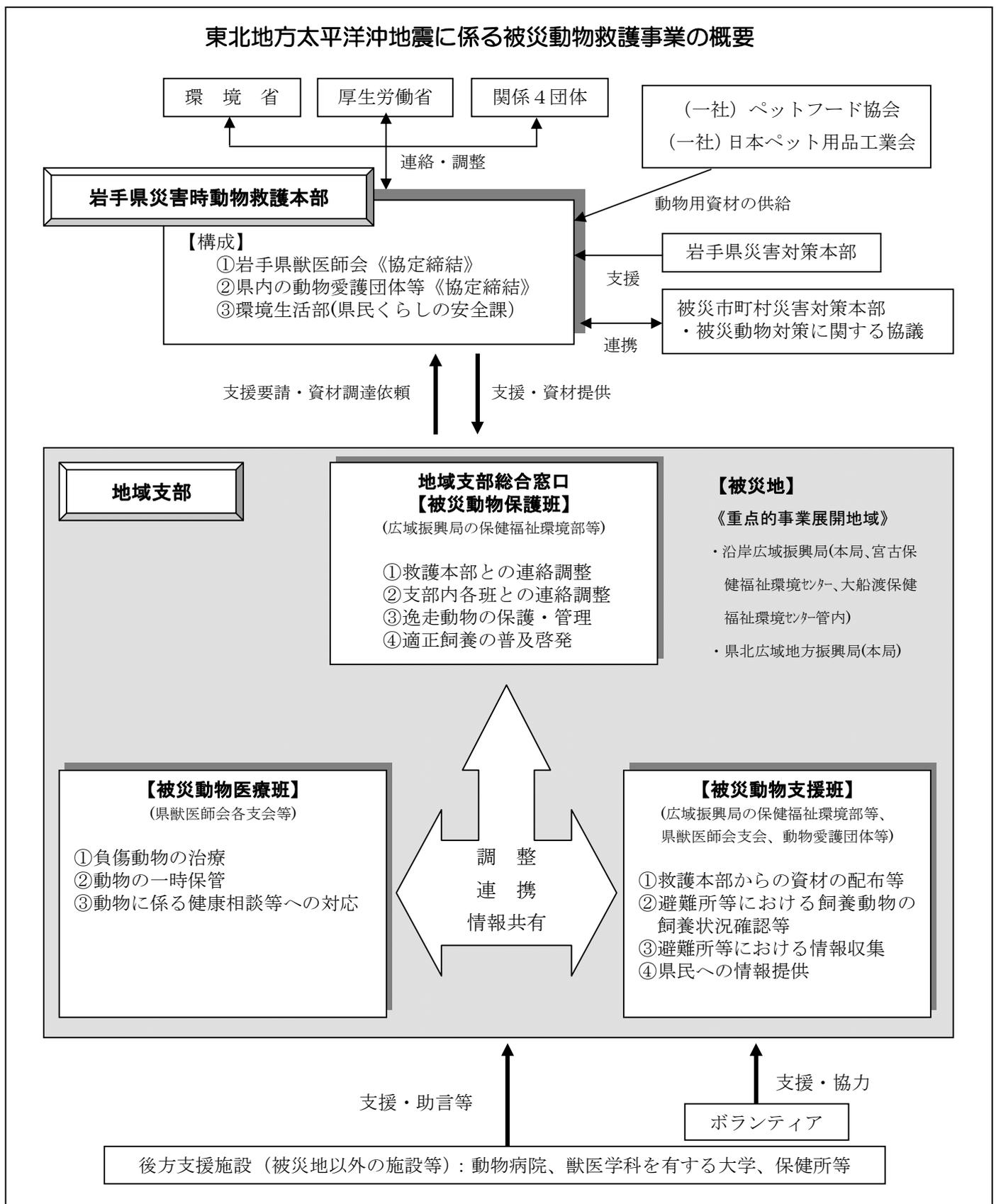


図1 岩手県の動物救護体制

## (オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

### a. 箇所数・頭数

岩手県内では、全 33 市町村のうち少なくとも 23 市町村に避難所が設置され、避難所の数は最大で 399 箇所へのぼりました。このうち、花巻市では 25 箇所の避難所が設置され、1 世帯でペットの同行避難がありました。また、一関市では 44 箇所の避難所のうち 1 箇所で、山田町では 35 箇所の避難所のうち 10 数箇所で、田野畑村では 1 箇所の避難所（設置も 1 箇所）でペット同行被災者が滞在していたことが分かっています。これに対し、最大 98 箇所の避難所を設置した宮古市や、70 箇所の避難所を設置した大船渡市では、ペット同行被災者が滞在する避難所があったことは分かっていますが、箇所数や頭数などの詳細は把握できていません。

一方、被災沿岸地域の県獣医師会からの情報に基づくと、県内の避難所に同行されたペットの数は犬 800 頭、猫 90 頭と推定されています。

なお、市町村の地域防災計画に被災動物救護に関する条項がなく、被災動物の救護を担う部署や職員が不明確な市町村もあり、ペットの同行避難が困難な避難所もありました。

### b. 条件・ルール

ペット同行被災者を受け入れた避難所の一部は、受け入れにあたってのルールを設けていました。これらの多くは、それぞれの避難所の運営者等が設定しているため詳細は不明ですが、いくつかの避難所に共通する内容としては、衛生管理面や他の避難者に迷惑がかからないようにするため、「避難施設の屋外で飼養し、室内には同行しないこと」とされていました。

### c. 配慮・支援

岩手県災害時動物救護本部は、沿岸被災 12 市町村（陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、久慈市、洋野町）宛てに、避難所及び仮設住宅において家庭動物の飼養を許可する環境を整えるよう要請文を発出しています。さらに、要請があれば、岩手県災害時動物救護本部が動物の飼養に必要なケージ、ペットフードその他の用具についての手配、及び飼養管理に係る指導・助言等について支援を行う旨を併せて連絡しました。

具体的には、行政機関、動物愛護団体、県獣医師会が連携して、以下の支援を行っています。なお、猫 5 頭の同行や小型犬 4 頭の同行など多頭飼いの避難者が自家用車内で飼養し、避難者自身も車内で宿泊しているケースがあったため、これについても行政機関、動物愛護団体、県獣医師会が連携し、避難所のそばに動物専用スペースを設置して、避難者の車中泊を解消するなどの対応がとられました。

- ペットの飼養者と非飼養者の住み分け
- 避難所内に小型犬または猫の保護スペースを確保
- 「飼い主の会」の設立  
(各飼養者の役割分担を定め、非飼養者から理解されるペット飼養体制の確保)
- 衛生管理の徹底

(頻繁な糞尿の処理と被毛のブラッシング、内外寄生虫の定期的駆除、狂犬病等のワクチン接種等)

- 物資（フード、衛生用品、リード、ケージ等）の支援（支援物資の保管場所の確保）
- 避難所のそばにペット専用スペースを設置
- 飼養者を対象とした相談会の開催
- 飼養者と支援者とのホットラインの確保
- 訪問診療
- 獣医療費支援
- 避難所における飼養管理指導
- 避難所の掲示板にペットの保護や相談ができる動物病院や施設があることの情報を入れたポスターを掲示



避難所と避難所でのペット飼養の様子（県南地域） [写真提供：岩手県]



避難所でのペットとの車中生活（宮古市）



避難所でのペット飼養①



避難所でのペット飼養②



避難所でのペット飼養③



被災動物の訪問診療①



被災動物の訪問診療②

[写真提供：岩手県]

## (カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

### a. 箇所数・頭数

岩手県では、全 33 市町村のうち、13 の市町村に仮設住宅が設置されました。また、13 市町村の全てにペット飼養可の仮設住宅がありました。これらの仮設住宅におけるペットの飼養頭数は、被災沿岸地域の県獣医師会からの情報に基づいて、犬 600 頭、猫 70 頭と推定されています。

### b. 配慮・支援

仮設住宅についても避難所と同様に、岩手県災害時動物救護本部から沿岸被災 12 市町村（陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、久慈市、洋野町）あてに、家庭動物の飼養を許可する環境を整えるよう要請文を发出するとともに、要請があれば、岩手県災害時動物救護本部が動物の飼養に必要なケージ、ペットフードその他の用具についての手配及び飼養管理に係る指導・助言等について支援を行う旨を併せて連絡しています。

具体的には、仮設住宅自治会、行政機関、動物愛護団体、県獣医師会が連携して以下の支援が行われました。

- 仮設住宅のそばにペット専用スペースを設置
- 飼養者による衛生管理の徹底（頻繁な糞尿の処理と被毛のブラッシング、内外寄生虫の定期的駆除、狂犬病等のワクチン接種等）
- 物資（フード、衛生用品、リード、ケージ等）の支援
- 支援者（行政機関等）による非飼養者への説明
- ペットに関する巡回健康相談
- 訪問診療
- 獣医療費支援
- 仮設住宅における飼養管理指導
- 被災動物ふれあい事業（ペットのしつけ教室等）

その他にも、仮設住宅で多頭飼いをしている世帯に対しては、ペットシートを配布し、住宅の中で飼ってもらう取組を実施しました。

なお、仮設住宅におけるペットの飼養に関しては、岩手県県土整備部が発行した『応急仮設住宅入居の手引き』に、「ペットを飼う場合は室内飼育を基本とし、外に出す場合は、犬・猫ともリードを装着してください。動物好きの人、嫌いな人が共に快適に暮らせるようご協力をお願いします。」との記載がされています。



仮設住宅におけるペット飼養の様子 [写真提供：岩手県]

### (キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

岩手県では、各保健所の職員が被災地を巡回し、放浪・負傷動物の救護活動を実施しました。その結果、平成 23 年 3 月から岩手県災害時動物救護本部の活動が終了する 8 月 21 日までの間に犬 15 頭、猫 22 頭が保護されました（表 48）。ただし、記録のない個体もいることから、正確な数値は不明です。

保護されたペットは、大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市の各保健所動物管理施設に収容し、公示及びインターネットへの掲示、市町村への照会・公示依頼等を行って飼い主を探しました。また、被災動物は殺処分しないよう保管期間を延長する等、慎重に取り扱いました。

表 48 岩手県における放浪・負傷動物の保護収容頭数

	平成 23 年						合計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
犬	11	2	1	1	0	0	15
猫	1	7	10	2	2	0	22

### (ク) 飼い主からの一時預かり等

岩手県では、被災した飼い主からの依頼に応じて、県内保健所動物管理施設及び動物愛護団体（収容施設、自宅）、動物病院においてペットの一時預かりを行いました。平成 23 年 3 月から岩手県災害時動物救護本部の活動が終了する 8 月 21 日までの間に、飼い主から一時預かりしたペットの合計は、犬 166 頭、猫 71 頭でした（表 49）。

民間団体による一時預かりについては、県（行政）から委託をする形とし、岩手県動物救護本部構成団体である動物愛護団体及び多数の動物病院で分担して行いました。

また、一時預かりにあたっては、飼い主と預かり者との間で「動物の一時保護依頼者誓約書」を交わし、一時預かりにかかる費用は岩手県災害時動物救護本部が負担し、総負担額は 3,590,800 円でした。

なお、飼い主が一時預かりを依頼した理由については、正確なデータはありませんが、「避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えなかったため」、「ペットの飼養が認められていない住居に移ったため」、「ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」が多いと推測されています。

表 49 岩手県における飼い主からの一時預かり頭数

	平成 23 年						合計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
犬	82	67	7	9	1	0	166
猫	28	35	5	1	0	2	71

## (ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

岩手県では被災地で保護したペットの収容にあたって新たな救護施設は設置せず、既存の各保健所動物管理施設を使用して対応しました。しかし、飼い主からの一時預かりも含めると震災直後に保護すべきペットが増加し、公的施設の収容可能頭数が限られていることや(収容可能頭数：犬 46 頭、猫 39 頭)、ペットの受入が可能な民間ボランティア施設が少なくかつ被災地から離れた内陸部に位置していたことから、被災地の動物病院も一時的な保護収容施設として活用しました。このような状況の中で、各保健所動物管理施設は、現地における応急的な動物保管の拠点となり、ボランティアや動物病院に預けることが難しい大型犬についての一時預かりの場としての役割を果たしました。

### a. 運営管理体制

各保健所動物管理施設は、施設責任者（各広域振興局保健福祉環境部長等）のもと、飼養管理及び清掃消毒スタッフ、事務管理スタッフで管理運営が行われ、飼養管理及び清掃消毒は、通常時の委託契約による管理人と保健所職員（狂犬病予防技術員及び狂犬病予防員）が適宜対応しました。また、獣医療及び事務管理等についても、保健所の動物愛護管理担当職員が適宜対応しました。なお、発災直後は道路事情により施設の状況を確認することができませんでしたが、管理人が施設の近隣に居住していたため施設管理は可能な状態にありました。

また、施設の運営管理に必要な資金については、人件費、光熱費、飼養管理費等の全てを通常の県予算と、緊急災害時動物救援本部からの義援金又は岩手県災害時動物救護本部に寄せられた義援金から支出しました。また、施設の運営管理に必要な物資については、団体又は個人から届けられた支援物資や県予算から調達しました。

### b. 飼養状況

保護または一時預かり（一時保管）のためペットを各保健所動物管理施設へ収容する際には、救護動物受付用紙の記載、ワクチン接種の履歴等について飼い主からの聞き取り、ペットの状態の確認等を行いました。

また、1日の飼養管理のスケジュールの例としては、午前に給餌・給水、清掃、健康状態確認、物資の管理、午後は給餌・給水、健康状態確認、物資の管理などで、その他に収容動物の病気の発生・蔓延等を防ぐために、感染症が疑われたペットの隔離、清掃・消毒による衛生的な環境の維持、必要に応じたワクチンの接種、ペットの健康チェックを行いました。ただし、施設への収容時あるいは収容中に、どれくらいの頭数がどのような病気（外傷含む）にかかったかについては、記録がないため把握できていません。なお、収容後に犬1頭、猫1頭が死亡しましたが、その詳細は不明です。

### c. 閉所に向けた対応

保管している動物については、所有者への返還、又は新しい飼い主への譲渡に向けた取り組みを進めました。また、必要に応じて、長期預かりボランティアの紹介も行いました。

## (コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

### a. 返還

放浪・負傷動物として保護収容された飼い主不明のペット（犬 15 頭、猫 22 頭）のうち、犬 7 頭、猫 2 頭については元の飼い主が見つかり、これらは全て飼い主に返還されました。一方、飼い主から一時預かりを行ったペット（犬 166 頭、猫 71 頭）のうち、飼い主に返還されたのは犬 145 頭、猫 67 頭でした。

### b. 所有権放棄

飼い主から一時預かりを行っていたペットのうち、飼い主の引取りが困難となり所有権放棄されたペットは、犬 14 頭、猫 3 頭でした。飼い主が引き取れない理由として最も多く挙げられたのは、「避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えないため」で、次いで「飼い主の経済的な理由」、「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」の順となっています。

この他に、飼い主が飼養困難なため、保健所等にペットの引取りを依頼（所有権放棄）するケースがあり、犬 21 頭、猫 37 頭が施設に引取られました。

### c. 譲渡

飼い主不明のペットについては、関係法令に基づく公示等の措置を行った後、概ね 2 週間以内に飼い主が現れない場合は、譲渡の対象としました。飼い主不明や所有権放棄されたペットの合計は犬 43 頭、猫 60 頭で、これらは基本的に全て譲渡対象とし、このうち犬 40 頭と猫 53 頭が新しい飼い主に譲渡されました。

また、譲渡を促進するために、行政機関、団体が連携して譲渡会を開催し、動物愛護団体の会員を介して開催案内を配布し、広報に努めました。さらに、ペットを紹介したチラシ等を作成し、動物病院や病院等、人の出入りする場所に張り出したり、県及び岩手県災害時動物救護本部ホームページに掲載しました。

なお、譲渡にあたっては、譲渡対象者を「原則として県内在住者で、動物を適正に飼養できると認められる者」としましたが、一部県外在住者に譲渡された例もありました。また、震災という特殊事情から、新たな飼い主への譲渡後に元の飼い主が判明して返還を求められた場合は、両者で協議等を行い、元の飼い主に返還することとなる可能性があることを譲渡者に説明し、了解を得ることとしました。



宮古地区被災動物譲渡会 [写真提供：岩手県]

### (サ) 不妊去勢措置の実施状況

岩手県では、動物救護施設（各保健所動物管理施設、動物病院等）に保護収容したペットに対し、不妊去勢措置は実施しませんでした。また、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対しても、不妊去勢措置に係る助成制度は設けませんでした。

### (シ) ワクチン接種等の実施状況

岩手県においては、動物病院に収容した犬・猫について、感染症の予防のために必要と認められる場合に、混合ワクチンの接種とノミ・ダニの処置を行いました。これらに係る費用は、緊急災害時動物救援本部から配布された義援金及び岩手県災害時動物救護本部への義援金等から実費を負担しました。

### (ス) 所有者明示等の実施状況

行政により動物救護施設等に保護収容されたペット（犬 15 頭、猫 22 頭）のうち、保護収容時に何らかの所有者明示等がされていたペットは犬 6 頭のみでした。しかし、いずれも迷子札のない首輪のみの装着だったため、飼い主が判明した犬は 3 頭に留まりました。一方で、飼い主が判明しても、飼い主がどこにいるのか分からず対応に苦慮したケースもありました。

なお、岩手県では動物救護施設等に保護収容されたペットに対し、マイクロチップの装着は行いませんでした。

### (セ) ボランティアの活動状況

岩手県と協定を締結する動物愛護団体と連携して、飼い主からの動物の一時預かり、支援物資の配布、避難所等からの情報収集などを行いました。

### (ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

支援物資は、緊急災害時動物救援本部、都道府県及び全国の支援者から提供されたほか、大阪、名古屋のボランティア、阪神淡路大震災の被災者の方達からも連絡があり、支援物資が届けられました。届けられた支援物資は、岩手県災害時動物救護本部（事務局）からストックヤード（4 保健所、2 動物病院）を経て、動物愛護団体及び支援動物病院（獣医師）が避難所等を巡回する等して被災動物（被災者）に配布されました。配布にあたっては、ボランティアが被災者の要望を聞いて物資を提供したり、動物飼養者が多い避難所では要望をとりまとめてもらい、とりまとめ役に直接物資を提供して配布してもらう等の工夫をしました。

保健所のストックヤードに保管した動物用物資は、必要な場合には取りに来てもらったり、被災者のための支援物資の配布会場で、配付する等しました。動物病院に届けられた動物用物資は団体会員（協定を締結している愛護団体）を通して避難所に配付する等しました。

支援物資の中では、フード、衛生用品、フード皿、避難所での飼養時におけるシャンプータオル、毛布、タオルケット、小分けされたフード（2～3kg 入れ）、ケージ（あまり大きくないもの）が特に役に立ちました。また、被災者が避難所から仮設住宅に移動する際のケージ、散歩の際のウンチ袋やマット、キャットフード、猫砂等が不足した一方で、首輪、ロープ、リード等の要望はあまりありませんでした。その他、缶切りが必要な缶詰フード、小さいケージ、囲いだけのサークル、使用済み食器、使用済みバスタオル、大きすぎるケージ、使用済みの首輪等は要望に合致しませんでした。なお、今回の支援物資で活用しきれなかったものについては、各動物管理施設において備蓄しています。



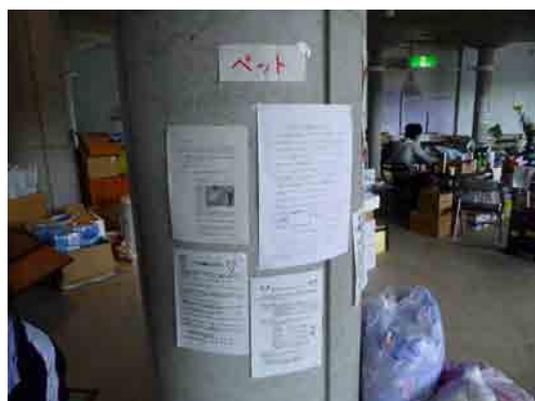
支援物資（大船渡保健所） [写真提供：岩手県]

#### (タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金は、緊急災害時動物救援本部から配布された義援金（第1回目 600万円、第2回目 200万円）と、県動物救護本部で開設した義援金口座に寄せられた義援金により確保しました。義援金の募集はインターネットを通じて行い、集まった義援金の総額は 2,666,954 円で、これらは全て県動物救護本部の活動費として活用されました。義援金の収支の内訳については、ホームページ上で公表しています。

#### (チ) 広報・普及啓発活動

被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動（ペットの保護情報や避難所等における適正な飼養管理等）は、避難所や仮設住宅にポスターやチラシを掲示したり、インターネットを活用して行いました。また、仮設住宅については、仮設住宅に配布される情報誌を活用したり、愛護団体のボランティアが動物を飼っている家（半壊した家屋で在宅避難しながらペットを飼養している家等）を一軒一軒回って情報を得るなどしました。



避難所でのペットの飼養等に関する掲示

[写真提供：岩手県]

#### (ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

岩手県では、東日本大震災を踏まえて地域防災計画の見直しを行っています。また、動物救護のために被災地入りする車両の緊急車両としての位置付け、動物救護車両の優先的な給油、動物用物資を一般的な被災者用支援物資と併せて保管すること等についても、検討しているところです。

## 動物救護活動全体について

～岩手県災害時動物救護本部構成団体からのコメント～

### <特に効果的だった点>

- いくつかの課題は残されたものの、県災害時動物救護本部事業として、県、県獣医師会及び動物愛護団体が連携して活動したことにより、動物救護活動を総合的かつ効果的に進めることが可能となったこと。
- 県災害時動物救護本部事業の下に、保健所を中心とした4地域支部を配置したことにより、被災者に相談先を明確に示すことができ、また、構成団体の支援機能を当該支部地域に集中させることが可能となったこと。
- 支援獣医師がメーリングリストを作成してリアルタイムの現地情報をメールに掲載することにより、支援獣医師間の情報を共有することが可能となったこと。
- 県（保健所）、獣医師会等は重点的に避難所を回り、動物愛護団体は被災した地域を一軒一軒回るなど、行政の目が届かないところを重点的に回ったこと。
- 行政と被災地の獣医師との連携により、避難所等に薬をスムーズに届けることができたこと。
- 津波によって浸水区域のペットの多くは流されたと思われ、飼い主から保健所への問い合わせが多く寄せられた中、保健所としてもほとんど情報がなく、満足のいく回答はできなかったものの、誠意をもって対応したこと。
- 災害時の協定が結ばれていたため、動物愛護団体の協力が得られたこと。
- 震災直後、行政がボランティア等と連携を取りながら活動することは難しい状況の中、動物病院及びボランティアが自主的に活動していたこと。
- 岩手県災害時動物救護本部が立ち上がり、救護活動が本格化してからは、ボランティア等が発災後自主的に活動していた内容（避難所の動物飼養状況、避難者の要望の聞き取り、被災者からの相談内容等）を報告してもらい、それらを参考に保健所職員が避難所に向かう等、活動を効率的に進めることができたこと。
- 動物飼養者が多い避難所では、動物用の物資の配布に関しては、避難所管理者ではなく飼養者の一人が調整役となり、保健所からの物資配布の窓口になったこと。
- 動物を飼養している自宅避難者同士でネットワークができた地域があり、希望物品を取りまとめ、直接保健所のストックヤードに取りに来る等、効率的に物資を提供できる体制が構築されたこと。
- 避難所を毎日巡回していた保健師等のチームに協力を依頼し、避難所での動物飼養に問題点等があれば報告してもらい、それを受けて保健所が指導を実施したこと。

### <特に対応に苦労した点>

- 岩手県災害時動物救護本部の事務局を、県獣医師会事務局が担ったこともあり、被災地の現況を把握する主たる情報源が主に支援獣医師となったこと。
- 県や市町村の災害対策本部の動向も含めた全体の状況把握が不十分であり、震災発生後の時間的経過とともに変遷する被災者の要望の把握と支援内容の判断が難しかったこと。
- 発災直後、道路事情により移動が困難であったこと、また、当初ガソリンの供給不足により、車での移動に懸念があったこと。
- 震災当初、救護活動はあくまで被災者の支援が最優先であり、予想外の事態に備えるため常に人や車を確保しておく必要があったことなどから、動物救護の為に活動できる時間が限られたこと。また、避難所を運営する市町村の状況を鑑みると、多くの協力を要請できなかったこと。
- 被災動物飼養状況調査等の活動を開始し、広範囲に存在していた管内全ての避難所を回り、動物の飼養状況確認、適正飼養指導、相談受付等を行うことは非常に困難だったこと。また、刻々と状況が変化し、避難所管理者も動物飼養者及び飼養数を把握していない場合もあったことから、状況把握に苦労したこと。
- 在宅避難者、親戚の家に避難した人等、避難所以外で生活する被災者へ情報が上手く伝わらず、物資等の配布が難しかったこと。
- 発災当初は被災者用支援物資の配布が優先されたが、後にペットフード等を配布した際に、その部分だけがテレビに放映されて、「この非常時に、犬のえさの配布とはなにごとか」との苦情がくるなど、報道が実情とは異なる捉え方をされたこと。
- しつけをされていない犬、攻撃的な犬、不妊・去勢手術がされていない犬への対応。
- 現地、現場での人員の確保。
- 負傷動物の治療後のケアが困難だったこと。
- がれきによる負傷のおそれがあったこと。
- 飼い主の氏名が判明しても、どこに所在しているか（避難所、仮設住宅等）、不明な場合があったこと。

### <今後、必要と考えられる点>

- 動物救護本部の情報収集能力、情報分析能力及び支援内容の判断能力の強化と具体的な支援活動の実効性確保。
- 動物飼養者に対して、災害の発生に備えた同行避難への準備（所有者明示、不妊去勢措置、日常のしつけ、係留・室内飼養に馴らしておくこと、必要な物資の用意等）について、周知徹底すること。
- 動物愛護の普及啓発活動を通して、動物飼養者が、避難所で肩身の狭い思いをしたり、車中での生活を強いられることがないように、避難所管理者を含め、広く県民に同行避難への理解を求めること。

- 避難所での動物飼養を可能とするために、市町村等における避難所動物飼養マニュアルの作成の検討。
- 仮設住宅等での飼い主が、肩身の狭い思いをしないような環境を整えること。
- 家族の一員としてペットが地域社会に受け入れられるよう、普及啓発活動を行うこと。
- 人命救助が優先という概念に捉わられることなく、迅速な動物救護活動が行える気運の醸成。
- 物質的な支援のみではなく、「しつけ相談」、「健康相談」等の窓口を設けること。
- 早期の資金の配付、及び継続的、安定的支援事業を行うための財源的裏付け。
- 長期に渡っての支援活動。
- 県（行政）は、どの団体がどのような活動ができるかを正確に把握すること。
- 動物愛護団体との情報共有体制の整備
- 災害を想定した訓練の実施。今後発生する災害については、今回とは様相を異にすることもありうるため、様々な想定を行うことが必要。
- ペットを亡くしたり、ペットと離ればなれになってしまった被災者に対する精神面での支援。

### ③宮城県（仙台市を除く）

#### （ア）ペットの被災概況

宮城県においては、東日本大震災による被災に関係すると推測される飼い主不明の犬の保護・引き取り等が 258 頭、猫の引き取り等が 58 頭であったことが把握されていますが、ペットの被災状況の詳細は分かっていません。

なお、大震災発生以前の平成 22 年度末時点における宮城県内の犬の登録頭数は 89,449 頭でした。

#### （イ）ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災発生
3 月 12 日	<p>県内各地での通信網の障害、停電などにより各保健所・支所及び宮城県動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）と連絡が取れず、被災状況の把握が困難な状況であった。</p> <p>石巻市内に、石巻地区動物救護センターが設置された。同センターは、主に被災者からの動物の一時預かりを中心に実施し、被災地で保護した動物の収容及び所有者探し等も行った。</p>
3 月 13 日	動物愛護センターと連絡が取れ、敷地内に救援物資保管場所、被災動物収容場所の確保・準備を要請した。
3 月 14 日	<p>通信手段の一部回復や衛星電話確保に伴い、連絡の通じる保健所・支所に対し、避難所における動物同行避難状況の確認や動物の飼養支援などを指示した。また、動物愛護センターにおいては、救援物資及び被災動物の受入準備が整ったことから、被災地へのペットフード、資材等の配布及び被災動物の収容などを本格的に開始した。</p>
3 月 18 日	<p>災害時における愛護動物の救護活動に関する協定に基づき、宮城県獣医師会内に宮城県緊急災害時被災動物救護本部（以下「動物救護本部」という。）が設置され、併せて県内 9 箇所にて現地救護センターが設置された。</p> <p>また、救護活動が効率的に実施できるよう動物救護本部との総合調整を行うため、動物愛護センターに行政本部（支援拠点）を置いた。</p> <p>環境生活部食と暮らしの安全推進課は主に国、他自治体及び関係団体との連絡調整を行うことにした。</p>
6 月 22 日	<p>動物救護本部では、動物愛護センター及び保健所・支所で保護している被災動物によりよい飼養環境を提供するため、宮城県被災動物保護センター（以下「被災動物保護センター」という。）を動物愛護センター敷地内に設置し、宮城県で飼養管理していた被災動物（犬 35 頭、猫 7 頭）を動物救護本部に移管した。</p>

6月25日	被災動物保護センターでは、収容している被災動物の飼養希望者への譲渡を目的として、「第1回被災動物譲渡会」を開催した。その後は、マッチングを重視し、逐次希望者に対して譲渡を行った。
9月30日	石巻市内の避難所が全て閉鎖されることに伴い、石巻地区動物救護センターを閉所し、被災動物保護センター1か所に統合した。
平成24年 3月11日	被災動物保護センターで預かった、飼い主のいない動物については全て譲渡先が決まり、震災発生後1年をもって、被災動物保護センターを閉鎖した。

## (ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

### a. 体制・方針

宮城県においては、東日本大震災発生前の平成19年3月に、県と社団法人宮城県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）の間で「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」を締結していました。協定では、①被災動物救護本部の設置及び運営管理に関する事、②被災動物の救護及び応急処置に関する事、③その他必要な災害応急業務に関する事が取り決められています。また、宮城県では災害時に動物救護活動の拠点とする施設を、保健所やその支所の計9箇所と、宮城県動物愛護センター（所在地：黒川郡富谷町）としていました。

さらに、県獣医師会では協定書に基づく災害時の動物救護活動に関するマニュアルとして、「緊急災害時愛護動物救護要領」を策定しています。

なお、宮城県（行政）では同行避難についての方針は特に定めていませんが、県獣医師会が震災前に作成したポスター「これだけは、準備したい！防災グッズと心構え！！」の中に、「大原則は同行避難 必ず動物と一緒に避難する」とあり、同行避難を呼びかける文言が明記されています。

### b. 地域防災計画

地域防災計画には、災害時の動物救護に関する事項として「県は、避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の確保に努める」と記載されています。

### c. 備蓄

大震災発生当時、県（行政）では、通常の収容動物のためのドッグフードの備蓄はありましたが、災害時のための物資の備蓄はしていませんでした。

## (エ) 動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

宮城県と県獣医師会の協定に基づき、平成23年3月18日に県獣医師会内に「宮城県緊急災害時被災動物救護本部」が設置され、これと併せて県内9箇所（仙南地区、岩沼地区、黒川地区、塩釜地区、大崎地区、栗原地区、登米地区、石巻地区、気仙沼地区）に現地救護センターが設置されました。また、災害時の動物救護の拠点施設である動物愛護センターには、動物救護本部との総合調整を図るための支援本部（行政本部）が置かれ、救護活動が効率的に実施できるよう県環境生活部食と暮らしの安全推進課が、国、他自治体及び関係団体等との連絡調整を行いました。

発災から約3ヶ月が経過した6月22日には、動物愛護センター及び保健所・支所で保護していた被災動物により良い飼養環境を提供するため、動物救護本部が動物愛護センター敷地内に「宮城県被災動物保護センター」を設置し、県で飼養管理していた被災動物（犬35頭、猫7頭）を動物救護本部に移管しました。（図2）

なお、震災直後の動物救護本部が設置されるより以前の3月12日には、既に石巻市内には「石巻地区動物救護センター」が設置され、主に被災者からの動物の一時預かりを中心に、被災地で保護した動物の収容及び所有者探し等を行っていましたが、9月30日には石巻市内の避難所が全て閉鎖されることに伴い、石巻地区動物救護センターを閉所し、被災動物保護センターに統合しました。

その後、被災動物保護センターで預かっていた飼い主のいない動物については全て譲渡先が決まったことから、平成24年3月11日、震災発生後1年をもって被災動物保護センターを閉鎖しました。ただし、動物救護本部は平成24年9月30日時点においても解散していません。

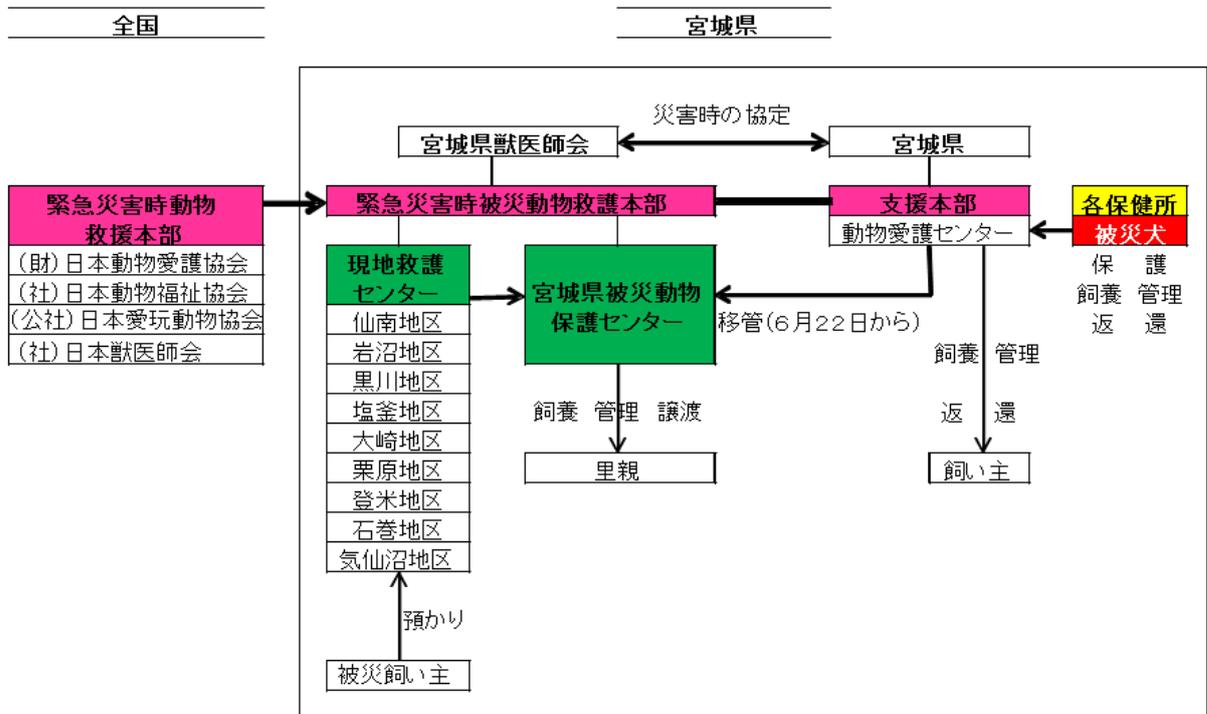


図2 宮城県における組織体制

## (オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

### a. 箇所数・頭数

宮城県内では、仙台市を除く全 34 市町村のうち、少なくとも 13 市町村に合計 619 箇所（各市町村から回答のあった避難所数の合計）の避難所が設置され、このうち 7 市町村でペット同行者の滞在する避難所があったことが分かっています。多賀城市は、発災前の方針としては避難所での動物の受け入れは不可としていましたが、設置避難所 10 箇所中 5 箇所（犬 35 頭、猫 6 頭）でペット同行の被災者が滞在していました。また、山元町では 19 箇所中 6 箇所（確認できている範囲で；犬 21 頭、猫 4 頭）、栗原市では 5 箇所中 1 箇所（犬 1 頭）、柴田町では 6 箇所中 1 箇所（犬 1 頭）、松島町では 15 箇所中 1 箇所（犬 5 頭）でペット同行の被災者が滞在していました。また、東松島市では設置避難所 119 箇所中 1 箇所をペット同行可能施設（4 月 13 日～7 月 11 日）としたところ、4 世帯中 3 世帯がペット同行世帯（犬 3 頭、猫 1 頭）でした。一方、250 もの避難所を設置した石巻市ではペットとの同行避難があったことは分かっていますが、その避難所の数やペットの頭数を正確には把握できていません。

その他の市町村については、4 市町村はペット同行避難者はいなかったことが分かっていますが、2 市町村ではペット同行避難者の有無そのものを把握することができませんでした。

### b. 条件・ルール

宮城県では避難所におけるペットの受け入れについては、市町村担当部署の管理者の判断に任せていたため、それぞれの避難所の管理者が必要に応じて条件（ルール）を定めていました。例えば、多賀城市では、各避難所の担当者が他の避難者の了解を得たうえで、受け入れを判断していました。一方で、山元町では受け入れにあたってのルール等について検討している余地はなく、受け入れざるを得なかったものの、衛生面での注意事項については設定していました。

また、石巻市では、衛生上の問題等からペット同行者と非同行者の居住空間を分けて提供し、避難所のそばに動物専用スペースを設置しました。東松島市でも原則は屋外で飼養することとし、悪天候時や夜間には玄関で飼養することとしていました。

### c. 配慮・支援

県獣医師会（動物救護本部）では、避難所のペットや飼い主に対し、物資資材の配布や貸出、相談、応急処置（シャンプー）等を行いました。



自転車置場を利用した避難所のペット飼養施設



テントを利用した避難所のペット飼養施設

[写真提供：宮城県]

## (カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

### a. 箇所数・頭数

宮城県内では、仙台市を除く全 34 市町村のうち、少なくとも 7 市町で仮設住宅が設置されました。このうち 5 市町では、仮設住宅設置地区（石巻市 134 団地、名取市 8 箇所、多賀城市 6 箇所、東松島市 25 団地、山元町 8 箇所）の全ての地区にペット飼養可の仮設住宅があるか、特にペットの飼養を禁止していませんでした。なお、他の 2 市町にはペット飼養可の仮設住宅はありませんでした。

また、仮設住宅で飼養されているペットの頭数を把握している自治体は 3 市町（名取市、多賀城市、山元町）であり、その飼養頭数の合計は犬 199 頭、猫 113 頭でした。

### b. 条件・ルール

仮設住宅におけるペットの飼養に関しては、仮設住宅を設置する市町村担当部署の管理者の判断に任せられていました。名取市では、宮城県が作成した入居者向けしおりには「ペットの飼養は原則禁止」と記載されていたものの、入居説明会の際に「近隣入居者に迷惑をかけるまい、室内での飼養もしくは屋外での飼養の際は檻等の設置をすることの順守」を呼びかけました。また、多賀城市や山元町では、ペットを飼養している人のためのエリアや棟を設定し、ペット飼養者はそこに入居してもらうよう努めていました。

### c. 配慮・支援

県獣医師会（動物救護本部）は、仮設住宅で飼養されているペットや飼い主に対し、物資資材の配布及び貸出、相談、応急処置（シャンプー）等を行うとともに、仮設住宅への伴侶動物同行入居に関する要望書を県及び市町村へ提出しました。

### (キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

宮城県では、各保健所・支所で被災して放浪状態となった犬の保護や所有者の判明しない犬猫の引き取りを行いました。平成23年3月から平成24年9月までの間に行政、動物救護本部が保護した動物の合計は犬243頭、猫61頭で、このうち保護した時期を県が把握しているものについて、月ごとの保護頭数を表50に示しました。保護した動物は、動物愛護センター、被災動物保護センター、石巻地区動物救護センター等に収容しました。また、被災動物については殺処分しない方針として、公示期間が過ぎてもホームページ等に継続して掲載し、飼い主探しを行いました。

表50 宮城県における放浪・負傷動物の保護収容頭数

	平成23年										平成24年									合計	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
犬	64	90	38	35	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	241
猫	5	20	19	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55

※保護収容した頭数（犬243頭、猫61頭）のうち、保護した月を把握している分のみ記載。

### (ク) 飼い主からの一時預かり等

飼い主からの一時預かりについては、行政（県）では行わず、宮城県獣医師会の設置する動物救護本部でのみ実施しました。平成23年3月から平成24年9月までの間の預かり数の合計は、犬151頭\*、猫117頭\*で、このうち預かった時期を県が把握しているものについて月ごとの預かり頭数を表51に示しました。

飼い主が一時預かりを依頼する場合の理由として最も多かったのは、「避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えなかったため」であり、次いで「ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」、「飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため」の順でした。なお、預かり費用については動物救護本部が負担しています。

\*最終的に飼い主に返還された頭数で、一時預かり後に所有権放棄されたものは含まれていない。

表51 宮城県における飼い主からの一時預かり頭数

	平成23年										平成24年									合計	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
犬	0	41	35	13	15	1	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111
猫	0	52	8	19	4	0	0	2	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	91

※一時預かり頭数（犬151頭、猫117頭）のうち、保護した月を把握している分のみ記載。

## (ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

### a. 運営管理体制

宮城県においては、震災発生から約3ヶ月後の6月22日に、既存の動物愛護センター敷地内に新たに被災動物保護センター（2次シェルター）が設置されました。この被災動物保護センターのスタッフは、センター長1名、飼養管理者1名、アルバイト2名、ボランティア（総登録人数88名）により構成され、センター長は獣医師会所属の獣医師、飼養管理者（常勤）については獣医師会の獣医師を通じて確保し、アルバイト（4日/週、6時間/日）は動物愛護センターのボランティアから移行する形としました。

また、施設の運営管理に必要な資金は、緊急災害時動物救援本部からの義援金や全国から寄せられた寄付金等でまかなわれました。

被災動物保護センターを閉所する際には、閉所の期日を決め、その期日に向けて、新規預かりの停止、一時預かり動物の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を進めていきました。

### b. 飼養管理状況

行政、動物救護本部における総収容頭数は犬416頭、猫216頭で、収容時の病気（外傷含む）の罹患状況は、犬では心臓病と外耳炎がそれぞれ6頭、皮膚病が5頭（多い順の3つ）で、猫では角・結膜炎が3頭でした。なお、収容にあたっては、病気の発生・蔓延等を防ぐため飼養施設の清掃を徹底し、動物へのストレスを軽減するため日中はなるべく外に出すようにするなどの配慮を行いましたが、収容中に病気にかかるケースもありました。その罹患状況は犬では胃腸炎76頭、皮膚炎21頭、外耳炎14頭、猫では猫ウイルス性鼻気管炎73頭、胃腸炎29頭、角・結膜炎24頭（犬猫それぞれ多い順に3つ）となっています。

また、収容後に犬4頭が死亡し、その理由として最も多かったのは「保護収容時に、もともと持っていたと思われる病気によるもの」で、次いで「保護収容時に負傷または衰弱していて回復しなかったもの」でした。一方、猫は20頭が死亡し、その理由はいくつにも、「保護収容時に負傷または衰弱していて回復しなかったため」、「シェルター内における感染症（猫ウイルス性鼻気管炎：FVR）の蔓延による」、「保護収容時に、もともと持っていたと思われる病気による」でした。



宮城県被災動物保護センター（黒川郡富谷町）

[写真提供：宮城県]



宮城県被災動物保護センターでのペット飼養の様子

[写真提供：宮城県]

## (コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

### a. 返還・所有権放棄

放浪・負傷動物として行政に保護収容されたペット（犬 243 頭、猫 61 頭）のうち、犬 120 頭、猫 7 頭については元の飼い主が見つかり、全て返還されました。

また、飼い主から一時預かりを行ったペットについては、犬 151 頭、猫 117 頭が飼い主に返還されました。一方、飼い主が飼養困難になり所有権放棄されたペット（一時預かりを経ず所有権放棄されたものも含む）は、犬 22 頭、猫 38 頭でした。

飼い主が飼養できない理由としてもっとも多かったのは、「乳飲み猫であったため」で、次いで、「ペットの飼養可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」、「避難所でペットの飼養は認められているが、トラブル等を懸念して飼えないため」というものでした。

### b. 譲渡

宮城県では、飼い主への返還が進むよう保健所・支所、動物愛護センターのホームページに、通常の公示期間を超えて継続して掲載しましたが、震災後 3 ヶ月を目安として、飼い主が現れなかった犬猫については「飼い主がいない・判明しない」と判断し、譲渡の対象としました。また、譲渡を促進するために、県獣医師会、動物愛護センター等のホームページへ掲載したほか、6 月 25 日には被災動物保護センターにおいて譲渡会を開催しました。その後も、随時、希望者に対して譲渡を行なった結果、犬 127 頭、猫 43 頭が新しい飼い主に譲渡されました。

なお、譲渡するにあたっては、当初、譲渡対象者の居住地域を県内に限定していましたが、最終的には他の都道府県の方にも譲渡が行われました。

## (サ) 不妊去勢措置の実施状況

宮城県被災動物保護センター、石巻地区動物救護センターで保護収容したペットについては、飼養管理が長期化したことから、被災動物の繁殖予防（性行動抑制）とストレス軽減（温順化、管理効率性）のため、動物病院で不妊去勢措置を行いました。1 頭あたりの手術費用は、犬避妊 25,000～40,000 円、犬去勢 15,000～20,000 円、猫避妊 20,000 円、猫去勢 10,000 円で、費用は動物救護本部が負担しました。

なお、避難所や仮設住宅等で飼養されているペットに対しての、不妊去勢措置に係る助成制度は設けていません。

### (シ) ワクチン接種等の実施状況

被災動物保護センター、石巻地区動物救護センターでは、保護収容しているペットを対象として、狂犬病予防接種（犬のみ）、混合ワクチン接種、ノミ・ダニ処置、フィラリア予防措置（犬のみ）を行いました。これらに係る費用は、動物救護本部が負担しました。

なお、避難所や仮設住宅等で飼養されているペットに対しての、ワクチン接種等に係る助成制度は設けていません。

### (ス) 所有者明示等の実施状況

保護収容されたペットのうち、何らかの所有者明示等がなされていた個体は行政で把握している範囲で犬 109 頭、猫 1 頭でした。しかし、いずれも首輪のみの装着で、迷子札など飼い主の連絡先が記されたものではありませんでした。

なお、保護収容された個体に対するマイクロチップの装着は行っていません。

### (セ) ボランティアの活動状況

ボランティアについては、当初、動物愛護センターのホームページにより一般募集し、平成 23 年 4 月 4 日から 6 月 30 日までの間に、登録人数 240 名、延べ 1,248 名のボランティアが保護活動に従事しました。7 月 1 日から平成 24 年 3 月 15 日までは、動物愛護センター内に新たに設置された被災動物保護センターでボランティアを募集し、登録人数 88 名（ほとんどは動物愛護センターからの引き継ぎ）、延べ 1,622 名が活動していました。

動物愛護センター及び被災動物保護センターでのボランティアの受け入れにあたっては、各自ボランティア保険に加入したうえで、登録簿に登録する手順としました。また、登録時には、活動可能日・時間を記入してもらい、ローテーション表を作成した上で、1 日あたり 10 名程に調整し、給餌給水、ケージの清掃、消毒、散歩等、犬の世話一般と施設の環境整備などに従事してもらいました。ボランティアが習熟するまでは毎朝作業前に打合せを行い作業の進行管理を行ったり、ボランティア数が十分確保できない日に備え、隣地にドッグランを準備し散歩等の省力化を図るなどの工夫をしました。一方、ボランティアの心身の健康維持や、年齢や考え方が様々なボランティアからの意見への回答に労力を要しました。

なお、8 月からは仙台市内の専門学校 1 校からの自主的な申し出により、毎週木曜日に学生数名の派遣がありました。

その他に、石巻地区動物救護センターでは、別途、ホームページやメディア等を利用してボランティアの募集を行いました。



ボランティアの朝の連絡風景



ボランティアによる犬の散歩

[写真提供：宮城県]

### (ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

震災後に、動物救護活動に必要な物資として、地元業者からペットフードとクレート、ケージを購入し、動物愛護センターに集積しました。また、全国からの支援物資の集積地は動物愛護センターとし、各保健所にある程度の物資を運んで中継地として保管し、避難所や県内自治体からの要望により各保健所から提供しました。また、獣医師会の現地救護センターや避難所、仮設住宅を訪問する獣医師には、保健所または動物愛護センターで物資を提供しました。

支援物資の中で不足して困ったのはガソリンでした。一方、組み立て式テントは夏場の日陰や降雨・降雪対策及び支援物資の簡易保管に重宝しました。その反面、大きすぎるクレート、ケージは、洗浄や消毒に手間がかかることや、今回の震災では大型犬が少なく中型犬用が必要な状況であったことから、要望に沿いませんでした。また、フードは一度に多量に届くため確認作業ができず、賞味期限が間近なものは期限切れが出てしまう結果となりました。



動物愛護センターに集積された支援物資

[写真提供：宮城県]

#### **(タ) 資金の確保、義援金の募集、配布**

動物救護活動に必要な資金については、緊急災害時動物救援本部に寄せられた義援金からの配布と、動物救護本部による独自の義援金募集により確保しました。義援金の募集は、インターネット、知人・ボランティアを通じて行ったほか、被災動物保護センターでは、新聞、雑誌、テレビ、ラジオの取材に積極的に応じて募集を行いました。集まった義援金の総額は約 9,000 万円（緊急災害時動物救援本部からの配布分を含む）で、これらは全て動物救護本部が行う救護活動や動物救護施設の運営管理費等に充当しました。なお、義援金の総額、支出の内訳はホームページ等で公表しています。

#### **(チ) 広報・普及啓発活動**

避難者に対する動物救護に関する広報・普及啓発活動はインターネットのほか、避難所へのポスター・チラシの掲示により行いました。また、県職員が避難所等を直接訪問して情報を伝達したり、避難所管理者向けの相談業務を実施したほか、仮設住宅では獣医師会が飼育方教室を開催しました。

#### **(ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況**

宮城県（行政）では、動物救護本部から被災動物保護センターで使用したビニールハウス 2 棟の提供を受け、現在、クレートやテントなど被災動物収容用の機材を中心に保管を継続しています。

## 動物救護活動全体について ～宮城県からのコメント～

### <特に効果的だった点>

- 宮城県では平成元年から動物愛護センターが設置されていますが、全ての獣疫業務が動物愛護センターに集中しているわけではなく、各保健所にも獣疫衛生担当と小規模な収容施設があり獣疫衛生業務が行われていたため、これらが地域の拠点として飼い主不明犬猫の保護を行い、また飼い主が管轄の保健所に失踪した動物の照会をして引き取り（返還）ができたこと。
- 上記のような体制であったため、被災動物が極端に動物愛護センターだけに集中することがなく、動物愛護センターでは中長期的な対応の準備ができたこと。
- 被災者に物資を提供する際、保健所が物資の中継地となっていたため、必要とする現場に最小限でも可及的な対応が可能であったこと。
- 被災動物に係る権限が、食と暮らしの安全推進課長から動物愛護センター所長に暫時委任されたことにより、スピーディな対応ができたこと。
- 県獣医師会と宮城県が災害時の愛護動物救護活動に関する協定を結んでいたことは、具体的なアクションプランは未完成であっても、方向性は一致しており有効であったこと。
- 募集したボランティアによる活動は、職員の負担軽減のためにも救護活動が長期化した場合には欠かせないものであったこと。

### <苦労した点>

- 避難所や仮設住宅でのペット同行状況の情報収集作業が困難であったこと。（市町村等が人的対応を優先する中での動物対応は、市町村職員や一般被災者に遠慮や後ろめたさを感じた。）
- 県と県獣医師会の協定締結後、救護活動内容の協議不足で具体的なアクションプランや役割分担ができていなかったため、震災後に方針を具体化するための調整や助言に時間がかかってしまったこと。
- 震災後に募集したボランティアの統率
- 動物愛護家からの問い合わせや、一方的な意見・中傷に対する処理や対応。
- マスコミ各社の取材対応
- ガソリン不足による物資の調達や中継地や被災地への配送
- 収容被災動物の衛生対策と健康管理
- 職員及びボランティアのモチベーションの維持

## ＜今後、必要と考えられる点＞

### 【行政としての備え】

- 発災後の10日間を乗りきるフード等の資材確保。
- 市町村との連携：避難所や仮設住宅でのペット状況の迅速な把握と優先的な要望への支援や対策のとりまとめと体制の構築。
- 県獣医師会と締結している協定による救護活動の検証、アクションプランの再構築と机上及び実働訓練。
- 初動対応から中長期活動への時系列的な対応の具体化。
- 活動拠点の複数化構想とフレキシブルな対応のシミュレーション。
- 各自治体へのペット同行避難への理解、並びに同行避難可の施設確保のための働きかけ。
- 動物救護に必要な資材の確保・備蓄
- 餌・食器・ケージ・テントなどの備蓄、並びに製造販売業社との協力協定の締結。
- ワクチンは使用期限のある薬品のため、ワクチンメーカー等と事前に協定を結び、発生時に供給してもらうことが望ましい（シェルター等でのストックは不向き）。
- シェルター活動が可能な複数の候補地の選定、並びに地権者との協定。
- シェルター活動構想の具体化（例：施設整備・ボランティア募集並びに受入体制）

### 【支援団体等への要望】

- 支援物資は、被災地が優先的に希望する物を計画的に支援すること。（不足物資と支援物資のミスマッチを防ぐため、なるべく事前に自治体等に要望を問い合わせてもらえると効率が良い）
- 長期化を想定した先の長い支援。特に義援金での支援は長期活動の大きな支えになるため、継続した支援が必要。

### 【飼養者への要望や啓発】

- 同行避難を前提とした動物のしつけや、ケージ訓練やトイレ訓練の啓発と普及。
- 動物の餌やトイレ砂の備蓄（2週間分程度）の啓発。
- マイクロチップや迷子札の装着、動物の写真の保存を啓発。

## ④仙台市

### (ア) ペットの被災概況

仙台市における東日本大震災発生以前の犬の登録数は約 48,000 頭（平成 22 年度末 48,181 頭）あり、震災により壊滅的被害を受けた沿岸部の津波浸水地区の 8,110 世帯には、約 3,000 頭の犬の登録がありました。猫の飼養状況は全く不明です。また、建物被害は全半壊が 138,454 戸と市内約 3 分の 1 の世帯が被害を受けましたが、人と共に生活していたペットの被災状況の実態は明らかではありません。

しかし、震災直後から多くの失踪届が出され、そのほとんどが行方不明のまま飼い主の元に戻っていない事実や、従来の震災と違いセンターに収容される動物数が多くなかったことを鑑みると、津波によって沿岸部の多数の人命と共に動物の命も犠牲になったと考えられます。

### (イ) ペットの避難・救護の経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成 23 年 3 月 11 日	地震発生。全てのライフラインが途絶し、関係機関との連絡困難。 集合拠点である動物管理センターのある場所は避難警告が出ていた。
3 月 12 日	市獣医師会会員・動物愛護ボランティアスタッフに対し、近隣避難所のペット 同行避難状況情報収集依頼。動物病院診療情報収集。
3 月 13 日	緊急災害時動物救援本部に物資支援要請
3 月 14 日	市獣医師会・動物愛護団体と連携し避難所巡回、支援物資配布、相談受付開始。 失踪届の受付・動物保護・引取・返還・センター収容動物の随時譲渡開始。
3 月 25 日	仙台市被災動物救護対策臨時本部立ち上げ（市・市獣医師会・動物愛護ボラン ティア 2 団体、事務局：仙台市） 動物病院診療情報提供、動物病院で飼い主不明負傷動物の無償治療及び預か り、避難所における飼い主支援、動物病院における被災動物の一時預かり、被 災動物保護・返還・譲渡
4 月 23 日	第 1 回被災犬譲渡会開催（以後毎月開催）
4 月 28 日	本部HP 立ち上げ
5 月 10 日	・仙台市被災動物救護対策本部に移行（市・市獣医師会・動物愛護ボラン ティア 2 団体、事務局：市獣医師会） ・被災動物獣医療・被災動物保護、救援・避難動物支援 ・避難所巡回・実態調査・飼養指導・物資配布
6 月上旬	津波被災地区巡回開始、放浪犬保護
6 月中旬	仮設住宅入居説明会において飼養届及び支援内容説明開始
7 月～	仮設住宅巡回・飼養指導・フード・ケージ等物資配布開始
7 月 3 日	仮設住宅における犬に対し狂犬病予防注射巡回無料接種実施
9 月 10 日	動物病院における被災動物一時預かり・獣医療支援終了
9 月 15 日、 22 日	仮設住宅においてしつけ教室開催、あすと長町応急仮設住宅においてペットの 会立ち上げ

## (ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

### a. 方針・地域防災計画

仙台市では、東日本大震災発生以前より、災害時のペットとの同行避難について「飼い主とペットの同行避難を基本とし、飼い主、市民ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、行政が連携して対応する体制を整備します」と平成18年2月制定の「仙台市動物愛護行政の基本指針」に方針を定めていました。

また、地域防災計画にはペットに関する事項として「飼い主と共に避難所に避難した動物の適正な飼養と環境衛生を指導する」との記載の他、避難所でのペットの受け入れについて、避難所運営マニュアルにおいて「避難所においてペットは生活スペースに連れていくことは認めないことから、ペットを置くスペースを屋外に確保し、できるだけケージに入れるようにする。また、ペット台帳に記入してもらう。」との記載がありました。

### b. 協定等

仙台市（行政）と宮城県獣医師会等との間に災害時の動物救護に関する協定等は締結されていませんでしたが、仙台市が実施する重点地区総合防災訓練において（毎年6月12日に実施）、平成17年よりペット同行避難訓練として仙台市被災動物救護対策本部を構成する3団体（仙台市獣医師会とボランティア2団体）が参加しており、平時より相互理解および連携がなされていました。

### c. マニュアル策定

仙台市では、動物救護活動に関するマニュアルは策定していませんが、毎年実施してきた防災訓練におけるペット同行避難・動物救護所設置・運営訓練において、実施内容とフローはその都度確認決定しています。

### d. 備蓄

仙台市では、災害時に特化した動物救護に必要な物資の事前備蓄は実施していません。



ペット同行避難訓練の様子

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

## (エ) 現地動物救護本部等の立ち上げ及び動物救護体制

仙台市では、平成 23 年 3 月 25 日に、まず仙台市被災動物救護対策臨時本部（事務局：仙台市）が設置され、その後 5 月 10 日にこれが仙台市被災動物救護対策本部（事務局：社団法人仙台市獣医師会）に移行されました。

仙台市被災動物救護対策本部は、社団法人仙台市獣医師会、仙台市（仙台市動物管理センター）、ボランティア 2 団体（NPO 法人エーキューブ、ハート to ハート）の 4 団体より構成され、社団法人仙台市獣医師会が事務局を担いました。

なお、平成 24 年 9 月 30 日時点においても対策本部は存続しています。

### 1 構成(会員)

社団法人仙台市獣医師会
NPO法人エーキューブ
ハートtoハート
仙台市(動物管理センター)

### 2 対策本部

本部長	1名
事務局 事務局長	1名
事務担当	2名
事務担当	
幹事	4名
監査	2名

### 所属

(社)仙台市獣医師会長
(社)仙台市獣医師会事務局長
仙台市動物管理センター
(社)仙台市獣医師会
(社)仙台市獣医師会副会長
NPOエーキューブ
ハートtoハート
仙台市動物管理センター
仙台市動物管理センター
NPOエーキューブ

### 3 役員会議

事業計画、遂行、資金運用
本部長、事務局長、幹事で構成

### 4 本部会議

解散(事業報告、収支決算報告)
本部長、役員、会員参加

### 5 事業

被災動物医療支援事業
被災動物保護支援事業
避難動物支援事業
被災動物救護関連支援事業
関係機関との連携調整
その他



図 3 仙台市被災動物救護対策本部 組織図

## (オ) 避難所におけるペットの受け入れ状況

### a. 箇所数・頭数

仙台市内における設置避難所数は、最大で 288 箇所（平成 23 年 3 月 14 日時点）でした。ペット同行状況については、開設当初から情報収集は行っていましたが、日々変動しており、ペット同行の被災者が滞在していることが把握できた避難所は、平成 23 年 3 月 22 日時点で 23 箇所、平成 23 年 4 月 30 日時点では 11 箇所でしたが、飼養頭数については把握困難でした。

### b. 条件・ルール

避難所でペットを受け入れるにあたって、避難所運営マニュアルに一定の記載はあるものの各町内会で準備徹底されてはいませんでした。そこで、受け入れについては避難所の運営委員の判断に任せ対応に違いが生じました。

### c. 配慮・支援

ペットの飼養に関する対応は避難所によって様々でしたが、仙台市被災動物救護対策本部の構成団体が巡回により実態把握を行いながら、フード、水、ペットシート、消臭剤等の必要物資を配布したり、ケージ、犬小屋やテントの提供、ペットの健康相談等を行いました。また、車中での避難者については、人と動物の個別テントを提供したりしました。



犬と車中泊による避難



人と動物の同居テント

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

## (カ) 仮設住宅におけるペットの飼養状況

### a. 箇所数・頭数

仙台市内での仮設住宅へ入居戸数は、10,907戸（平成24年3月時点）であり、このうちペット同居可は、プレハブ仮設住宅に入居する1,498戸と一部民間借り上げ住宅（飼養戸数不明）でした。プレハブ仮設住宅におけるペットの飼養頭数は、平成24年6月11日現在、犬168頭、猫68頭ですが、民間借り上げ住宅における飼養頭数は不明です。

### b. 配慮・支援

対策本部では、仮設住宅でのペット飼養者に対して、ペット飼養ルールの配布、ペット飼養者のマナーアップしつけ教室の開催等の支援を行いました。また、これらのことがきっかけとなり、仮設住宅の中でペット飼養数が最も多い太白区あすと長町ではペットの会が立ち上がったり、仮設住宅周辺での犬の糞拾い運動などが行われるようになりました。

また、対策本部では、仮設住宅でのペット飼養者に「仮設住宅におけるペット飼養届け」の提出を依頼して飼養状態を調査し、届けが提出された世帯には「どうぶつと家族を結ぶ手帳」を配布しました。この手帳は242世帯（犬168頭、猫68頭、その他6頭）に配布され、動物病院等で手帳を提示した飼い主には、狂犬病予防ワクチン接種・混合ワクチン接種、フィラリア・ノミの予防等を実行しました。



仮設住宅訪問



仮設住宅での室内飼養

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

## (キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

被災して放浪状態となったり負傷した動物の保護については、警察または市民の保護によるものが大半でしたが、仙台市（行政）でも狂犬病予防員と狂犬病予防技術員による餌付け及び捕獲箱の設置、捕獲用器具による保護を行い、仙台市動物管理センター（宮城野区）に收容しました。

收容した被災ペットの飼い主を探すにあたっては、ホームページ掲載期間を通常より長くしたり、マスコミを利用して雑誌や TV に写真と情報を掲載するとともに、ホームページに掲載した情報を紙媒体にして津波被災地区の避難所に貼り出したり、失踪届との十分な照合を行いました。

なお、平成 23 年 3 月から平成 24 年 9 月までに保護されたペット、及び飼い主の飼養が困難となり引き取りを行ったペットの合計は犬 432 頭、猫 1,948 頭で、各月に收容された頭数は下表の通りでした。

表 52 仙台市における放浪・負傷等の保護と飼い主から引き取った動物の総收容頭数

	平成 23 年									
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
犬	39	41	28	23	32	33	26	27	19	15
猫	6	92	237	177	106	129	96	93	43	14

	平成 24 年									合計
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
犬	34	22	15	15	20	15	6	13	9	432
猫	9	22	20	74	250	183	141	153	103	1,948

## (ク) 飼い主からの一時預かり等

仙台市動物管理センターと市獣医師会では、新たに動物救護施設を設置しない方向で調整し、仙台市内の獣医師会会員である 52 の動物病院において、一時預かりの受け入れを行いました（平成 23 年 9 月 10 日終了）。

一時預かりを行ったペットの合計は犬 120 頭、猫 58 頭ですが、この中には、仙台市内だけでなく福島県の飼い主から預かり依頼のあったペットも含まれています。

動物病院による一時預かりの費用は 1 頭 1 日 1,000 円とし、対策本部が負担しました。

表 53 市内動物病院における飼い主からの一時預かり頭数

	合計（震災後～平成 23 年 9 月 10 日）
犬	120
猫	58

## (ケ) 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

仙台市では、新たな動物救護施設の設置は行わず、既存施設の仙台市動物管理センターが従来業務を継続する形で動物救護にあたりるとともに、市獣医師会の夜間救急動物病院・会員動物病院などを有効利用して、実効性のある対応を行いました。

また既存施設の仙台市動物管理センターにおいては、平時から行ってきたボランティアの協力によるペットのストレス解消のための散歩や基本的なしつけ、シャンプーやトリミングの実施を行うと共に、民間企業により定期的な動物舎の徹底消毒の支援を受けるなど、収容動物の病気の発生・蔓延を防ぐための対応がとられました。なお、施設収容後に犬 9 頭、猫 103 頭（平成 23 年 3 月 11 日～平成 24 年 3 月 31 日）が死亡し、その理由として最も多かったのは、犬・猫ともに「保護収容時に負傷または衰弱していて回復しなかったもの」で、次いで「保護収容時に、もともと持っていたと思われる病気によるもの」の順でした。



仙台市動物管理センターにおけるペット収容の様子

[写真提供：(一財)自然環境研究センター]

## (コ) 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

### a. 返還

動物管理センターへ保護収容されたペットのうち、平成23年3月11日～平成24年3月31日の間に元の飼い主に返還されたのは、犬192頭、猫9頭でした。一方、飼い主から一時預かりを行っていたペット（犬120頭、猫58頭）は、ほとんどが飼い主に返されています。

なお、仙台市（行政）では、飼い主への返還が進むよう、マスコミを利用して写真をTVで放映したり雑誌に掲載したほか、避難所に写真入りの情報を掲示したりしました。また、ボランティアを通じて、ツイッター等で情報を流したり、失踪届との照合を綿密に実施するなどの対応を行いました。



仙台市動物管理センターに掲示されたペットの失踪届

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

### b. 所有権放棄

動物管理センターへ平成23年3月11日～平成24年3月31日までに所有権放棄されて引取られたペットの数は犬61頭、猫70頭です。犬の飼い主が引き取りを求めてくる理由として多かったのは「飼い主が病気・怪我などで飼養することが困難なため」「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」でした。

### c. 譲渡

飼い主不明または所有権放棄されたペットのうち、平成23年3月11日～平成24年3月31日までの間に、新たな飼い主に譲渡されたペットは、犬173頭、猫379頭でした。飼い主が判明しないペットを譲渡するにあたっては、発災当初は1ヶ月のHP掲載期間中に飼い主が現れない場合は譲渡対象とし、その後は従来ルールの1週間を過ぎても飼い主が現れない場合に譲渡対象としました。

譲渡を促進するために、動物管理センターにおいて譲渡会をほぼ毎月開催（平常時から譲渡会を開催）し、譲渡対象動物を写真入りでHPに掲載したり、写真入りチラシ・ポスターを作成し、動物管理センターや動物病院に掲示・配布しました。さらに、積極的にマスコミを利用し、TVやラジオ・雑誌で現状を訴えたほか、県外のボランティア団体に譲渡協力を依頼しました。

また、譲渡にあたっては、譲渡対象者等には譲渡チェックリストの記載と講習の受講を義務付けました。また保護動物の場合は、飼い主が現れた場合は原則返還することを約束し、終生飼養、適正飼養、避妊去勢手術の実施等について、誓約書へのサインと押印を条件としました。



譲渡犬の情報掲示



被災犬譲渡会の様子①



被災犬譲渡会の様子②



被災犬譲渡会の様子③

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

### (サ) 不妊去勢措置の実施状況

動物管理センターに収容しているペットのうち、譲渡対象の一部の動物については不妊去勢措置を行いました。これは、譲渡が容易になり、かつ譲渡後の確実な繁殖制限が可能となると判断したことによります。不妊去勢手術は協力動物病院で行い、経費は病院で負いました。

また、対策本部構成団体のボランティア団体が、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対する不妊去勢措置に係る費用助成を行いました。1頭あたりの助成費用は、犬メス 30,000 円、犬オス 20,000 円、猫メス 10,000 円、猫オス 5,000 円で、助成額を超える額は飼い主負担とし、手術後に口座振込みで支給しました。なお、助成に充てた予算総額は 30 万円でした。

### (シ) ワクチン接種等の実施状況

動物管理センターおよび動物病院に収容したほぼ全てのペットに対し、狂犬病予防ワクチン接種、混合ワクチン接種、ノミ・ダニ処置、フィラリア予防措置（狂犬病とフィラリアは犬のみ）を行いました。これらは動物管理センター及び動物病院は無料で実施しました。

また、避難所やプレハブ仮設住宅等に飼い主と避難しているペットに対しては、前述の「どうぶつと家族を結ぶ手帳」の提示により、無料で同様の予防措置を行いました。

### (ス) 所有者明示等の実施状況

動物救護施設に保護収容したペットについての所有者明示等（首輪、迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等）の装着状況の詳細データはありませんが、マイクロチップが挿入されていたにもかかわらず、AIPO\*への登録がされていなかったために、飼い主が判らなかつた事例がありました。

なお、仙台市では、保護収容後 1～2 週間後の譲渡対象検査時に、譲渡対象となったペットに対しては、(社) 仙台市獣医師会の協力により、動物管理センターにおいて無料（飼い主負担なし）でマイクロチップの装着を行いました。

\*用語解説参照。

### (セ) ボランティアの活動状況

仙台市では、平常時から連携のある動物愛護団体（対策本部の構成団体）の代表に口頭で協力を依頼し、団体会員を招集しました。また、動物管理センターや動物愛護団体に直接、電話や郵便、メールで参加希望があった場合には、連携ボランティアの会員になってもらい、保険加入や役割等、当該団体のルールによることとしました。当該団体の会員にならず、ボランティア保険のみの加入により活動してもらう事例もありました。

ボランティアは、被災動物の散歩やしつけ、シャンプー・ブラッシング等に延べ 790 名、被災者の飼養動物の一時預かりに 3 名が従事しました。

### (ソ) 支援物資の受け入れ、提供体制

必要な物資は、緊急災害時動物救援本部に支援を要請し、また、全国の団体や個人から様々な動物用物資が途切れることなく動物管理センターに寄せられました。これらはボランティア・職員等が避難所や仮設住宅を巡回し、飼い主に配布しました。その他、動物管理センターに来所した被災飼い主や動物愛護ボランティアに必要な物資を提供したり、動物管理センター及び動物病院の収容動物に使用しました。

支援物資の中で役立ったものは、新聞紙、キャリーバッグ、クレート、ホッカイロ、虫よけでした。一方、ガソリン・ワクチン・検査キットは不足している状況でした。



全国から届けられた支援物資

[写真提供：仙台市（仙台市動物管理センター）]

### (タ) 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金については、緊急災害時動物救援本部からの義援金の配布と、独自に集めた義援金で確保しました。義援金の募集はインターネット、ポスター・チラシ、動物病院での募金箱の設置により行い、義援金の総額は 2700 万円でした。これらは全て対策本部が実施する救護活動に充当しました。

### (チ) 広報・普及啓発活動

避難者に対する動物救護に関する広報・普及啓発活動は、インターネット、TV、ラジオを活用し、市外への避難者も含め、広く周知しました。また、避難所にはポスター・チラシを掲示し、仮設住宅入居者に対しては、被災者向けの郵送や自治体の広報誌を活用したり、入居説明会でチラシを配布したりしました。

### (ツ) 東日本大震災を踏まえた見直し状況

仙台市では、震災後に地域防災計画の見直しを行い、被災地域における被災動物への対応、同行避難したペットへの対応、被災地域における特定動物への対応、ペット飼養管理の指導について追加・変更を行っています。

## 動物救護活動全体について ～仙台市からのコメント～

#### <特に効果的だった点>

- 比較的早い段階から、動物管理センター収容動物の譲渡会を開催し、全国の方から関心を集めた結果、全国の個人や団体にも適正な譲渡ができ、動物管理センターの収容動物数も過密にならず、新たなシェルター設置に至らなかったこと。
- 仮設住宅担当課との連携により、仮設住宅でのペット飼養者の情報入手が可能となったこと。

#### <特に苦労した点>

- 発災当初、すべてのライフラインが途絶し、関係機関との連絡も取れなかったこと。
- 特にガソリン不足で緊急車両指定の車であってもガソリン給油に相当な時間を有し、自由に動けなかったこと。
- 今回の災害においては人的被害が甚大で、避難所のペット同行の実態調査については相当困難であったこと。

#### <今後、必要と考えられる点>

- 発災直後の被災地における動物救護の可能性及びあり方。
- 全ての避難所において、室内に分離した形でペット同行者を受け入れられる体制づくり。